

写



益田市行財政改革審議会答申第 2 号

令和元年 11 月 18 日

益田市長
山本浩章様

益田市行財政改革審議会
会長 光延忠彦



答申書

益田市行財政改革審議会条例第 2 条第 2 号の規定により、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の結論

令和元年 7 月 26 日付け（益政政企第 33 号）で諮問のあった「益田市第三セクター取扱方針」の案は、概ね妥当な内容となっているものと認める。

2 審議の経過

令和元年 8 月 1 日 諮問書受領
令和元年 10 月 10 日 第 35 回審議会にて諮問書の内容を審議
令和元年 11 月 11 日 第 36 回審議会にて答申内容を議決

3 審議会の判断の理由

第三セクターの取扱に関し、行政関与のあり方、方向性の判断基準、組織的な判断体制等が明確化されており、基本的な考え方を整理するものとして一定の水準が確保されているため。

4 附帯意見

本取扱方針の正式な策定においては、次の各号に掲げる事項に関し、記載の追加、整理等の修正の必要があると考える。

- (1) 第 3 章の 3 に定める経営健全化計画等に係る経営検討委員会による確認及び指導等の関与は、迅速な判断に繋がるよう、適正な期間でのサイクルを設定して実施すること。
- (2) 第 4 章に掲げる「第三セクターの自主的な取組」は、法人の性質上、当然に行われるべき取組であると考えられることに鑑み、「求められる取組」ではなく、「自主的に取り組むべき事項」というような、強めに義務付ける表現が望ましい。併せて、対象法人に対する本取扱方針の内容の浸透を図ること。